あおもりクラウドファンディング推進事業業務に係る企画提案募集要項

この要項は、青森県（以下「県」という。）があおもりクラウドファンディング推進事業の業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

１　目的

青森県内の起業者、中小企業者等による地域活性化に資する魅力的なプロジェクトについて、購入型のクラウドファンディングを活用し、プロジェクトに賛同・共感する県内外の応援者からの資金調達を支援することで、クラウドファンディングの普及を推進する。

２　業務名

　　あおもりクラウドファンディング推進事業業務

３　業務の概要

別添仕様書のとおり

４　委託期間

契約締結日から平成３０年３月２８日（水）までとする。

５　委託経費の上限額

６，０００千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

実際の契約額は、企画提案内容等に基づき決定する。

６　応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

（１）購入型のクラウドファンディングのプラットフォームを有している事業者であること。

（２）本業務について、十分な業務遂行能力があること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

（４）県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

（５）県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

（６）会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。

（７）宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

７　提出書類

（１）提出書類

　　①企画提案提出書（様式１及び付表）

　　②企画提案書（様式２）

③経費積算書（様式３）

④必要に応じ、その他企画提案を説明するのに必要な書類

⑤提案者の概要がわかるもの（会社案内等）

⑥商業登記簿謄本の写

⑦貸借対照表及び損益計算書（直近２事業年度分）

⑧個人情報の取扱いに関する方針、規程等

（２）提出部数

　　　５部（正本１部、副本（正本のコピー）４部）

（３）留意事項

①企画提案は一法人につき１提案とする。

②提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

　　③提出された書類の内容を変更することはできない。

　　④必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合が　　　ある。

　　⑤提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

　　⑥提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・Ａ４サイズ）を提出すること。

８　募集期間及び応募方法

（１）募集期間

平成２９年７月３日（月）～平成２９年７月２１日（金）

（２）応募方法

　　　前記７の書類を、下記担当あてに直接持参するか郵送する。また、直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の９時から１７時までとする。

なお、ファックスや電子メールでの応募は受け付けない。

（３）提出期限

平成２９年７月２１日（金）１７時必着

（４）問い合わせ・書類提出先

青森県商工労働部地域産業課創業支援グループ（県庁西棟５階）

住　所：〒０３０－８５７０ 青森市長島１丁目１番１号

電　話：０１７－７３４－９３７４

ＦＡＸ：０１７－７３４－８１０７

E-mail：chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp

９　応募に関する質問

（１）質問受付期間

平成２９年７月３日（月）から平成２９年７月１０日（月）１７時まで

（２）質問方法

質問は、質問書（様式４）に記入の上、上記「８（４）問い合わせ・書類提出先」あてＦＡＸ又は電子メールで提出する。原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けない。

（３）回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてにＦＡＸ又は電子メールで回　　答するほか、県のホームページに掲載する。なお、質問内容が質問書を提出した者固有の内容に係る場合は、県のホームページに掲載しない。

１０　事業実施候補者の選定

（１）審査方法

　　　書類により審査する。

（２）審査内容

　　　以下の選考基準の観点から総合的に評価し、委託候補先１者を選定する。

（３）選考基準

①実施方針及び実施体制

②業務内容

　・クラウドファンディングサービスの普及・啓発

　・プロジェクトの募集、プロジェクト実施者に対する支援等

　・特設サイトにおけるプロジェクトのＰＲ及び支援金の募集

　・支援成立プロジェクトに対するフォローアップ

　　③過去の実績等

　　④経費の妥当性

（４）選考結果

　　　採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

１１　委託契約の締結及び権利の帰属

（１）委託契約の締結にあたっては、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約により委託契約を締結する。

（２）本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受託者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は県に帰属する。

１２　その他留意事項

（１）応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

（２）提出された企画提案書は返却しない。

（３）本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。

（４）事業の受託により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務がある。

（５）受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成１０年１２月青森県条例第５７号）等を遵守する必要がある。

（６）その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

（７）受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について書面により知事の承認を得たときは可能とする。

１３　情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開することがある。